

## 教員の健康審査に関する要綱

(平成 16 年 11 月 10 日教育長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園に勤務する教員のうち、疾病により児童、生徒又は園児(以下「児童等」という。)の教育に著しく支障をきたしている状況にある者の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(教員の定義)

第 2 条 この要綱において「教員」とは、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭及び実習助手をいう。

(対象教員)

第 3 条 この要綱の対象となる教員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 引き続き 90 日を超える病気休暇を受けた者で出勤しようとするもの
- (2) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由による休職から復職しようとする者
- (3) その他仙台市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が、学校において教育に著しく支障をきたしているとして健康状態の把握が必要であると認められる者

(校長の責務)

第 4 条 校長(幼稚園にあつては園長。以下同じ。)は、その職責において教員の健康状態を常に把握し、疾病により教育に著しく支障をきたしていると認められる教員がいる場合には、受診指導、職務の軽減等の適切な対応を図るとともに、必要に応じて当該教員に対し病気休暇を取得し、又は療養するよう勧めなければならない。

2 校長は、前条第 1 号又は第 2 号に規定する所属教員がいる場合には、別に定める手続きによるもののほか、教育長に対し当該教員に係る状況報告書を提出しなければならない。

3 校長は、前条第 3 号の規定に関し、教育に支障をきたしている状況が著しく、第 1 項の規定により適切に対処してもなおその改善が見込まれないと判断される所属職員がいる場合には、教育長に対し次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 当該教員に係る医師の診断書
- (2) 状況報告書

(健康審査医の設置)

第 5 条 第 3 条各号に掲げる教員の健康状態を確認し、学校における勤務の可能性を判断するため、健康審査医(以下「審査医」という。)を置く。

2 審査医は、教育長が指定する医療機関の勤務医とする。

(調査及び診察)

第6条 教育長は、第4条第3項の規定による関係書類の提出があった場合には、職員に、当該教員が勤務する学校の校長その他の関係する教職員等との面談を行わせる等状況の把握に努めさせるものとする。

2 教育長は、第4条第2項又は第3項の規定による関係書類及び前項の規定による調査結果を踏まえ、審査医に診察日時を指定して、当該教員を診察させなければならない。

3 審査医は、前項の診察の結果及び所見について速やかに教育長に報告しなければならない。

(審査依頼等)

第7条 教育長は、第4条第2項又は第3項の規定による関係書類及び前条第1項の規定による調査結果並びに同条第4項の規定による報告を総合的に勘案し、当該対象となる教員への対応について決定しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による対応の決定を行うに際し、教員健康審査委員会(以下「審査委員会」という。)の意見を聴く必要があると決定した場合には、当該対象となる教員及び校長にその旨の通知を行わなければならない。

3 教育長は、前2項の決定を行うに際し、必要に応じて審査医から意見を聴くものとする。

4 第2項の通知を受けた教員は、校長をとおして教育長に対し現状報告書を提出することができる。

(対応の決定)

第8条 教育長は、前条第1項の規定による対応の決定は、当該各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 当該教員の健康状態の回復が認められる場合 職務の継続又は職務への復帰

(2) 当該教員の健康状態の回復がある程度認められるものの、職務の継続又は職務への復帰が未だ困難であると判断される場合 病気休暇の取得勧奨又は法第28条第2項第1号の規定による休職若しくはその更新

(3) 当該教員の健康状態の回復が認められず、将来的にも回復の見込みがないと判断される場合 法第28条第1項第2号の規定による免職、又は市教育委員会事務局職員(教育職給料表の適用を受ける職員を除く。)への任用

2 教育長は、前項の規定により対応の決定を行ったときは、当該対象となる教員及び校長にその旨を通知するとともに、遅滞なく教育委員会に報告しなければならない(審査委員会の会議を経たものに限る。)

(審査委員会の設置)

第9条 第7条第2項の規定により、教員の健康状態を確認し、その対応について審議するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、委員10名以内で組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 保護者

(3) 学校関係者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査委員会には、第2項の規定とかかわらず審議の対象となる教員の状況により臨時の委員を置くことができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第10条 審査委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 委員長は、審査委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 審査委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会の議事に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 委員は、議事の対象となる教員が当該委員の親族である場合には、その議事に参与することができない。

5 審査委員会の会議は非公開とする。

6 審査委員会の庶務は、教育局学校教育部教職員課において処理する。

7 その他、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、教員の健康審査に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 1 日から実施する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日改正）

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。